

ねりま後見人ネットだより

第16時号

発行／令和元年9月

発行／練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま
TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224



E-mail：kenri@neri-shakyo.com

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

その一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立てていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

社会貢献型後見人等養成研修説明会の報告

本年度から社会貢献型後見人等養成研修は、入門研修を実施した後に、選考面談を経て基礎応用研修の受講者を決定し、秋から養成研修を行います。

令和元年5月27日（月）に練馬区役所本庁舎20階交流会場において、社会貢献型後見人等養成研修説明会を開催しました。



講師の飯村先生

養成研修説明会では立教大学コミュニティ福祉学部の飯村史恵准教授をお招きし、『権利擁護と地域の支えあい』というテーマで講演会を開催しました。また、練馬区でご活躍されている社会貢献型後見人（市民後見人）の佐藤綾子氏と鈴木清美氏に活動報告をしていただきました。

講演の中で飯村先生から、成年後見人等を親族が担うこともあるが、困難である場合が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、社会貢献型後見人への期待を寄せられていました。



社会貢献型後見人の佐藤氏と鈴木氏

また、社会貢献型後見人の佐藤氏と鈴木氏からのお話では、自身の体験を元に、後見人としてのやりがいと話され、参加の方々も興味深く聴講されていました。



成年被後見人等の欠格条項の見直しに関する法律が成立しました

令和元年 6 月 7 日、第 198 回国会において、「成年被後見人等の権利制限にかかる措置の適正化等をはかるための関係法律の整備に関する法律」（以下「本法律」）が全会一致で可決成立し、6 月 14 日に公布されました。

成年被後見人や被保佐人は、国家公務員、地方公務員、医師、弁護士、税理士、警備員、NPO 法人の役員などになることができない等、今までは制度の利用者であることは数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされていました。

例えば、成年後見制度の利用（成年被後見人）は会社社長等の欠格事由となっていました。本人の権利を守るために判断能力が低下する前に任意後見制度の利用を検討することが考えられますが、任意後見制度を利用せず判断能力が低下した場合に、成年被後見人であることが欠格事由であるために、必要であっても法定後見制度の利用を躊躇されるご相談事例もありました。

このように欠格条項に対し、①ノーマライゼーション等を基本理念とするこの制度を利用することで、かえって資格等から排除されてしまうこと、②同程度の判断能力であっても制度の利用者のみが資格等から排除されること、③欠格条項があることによって、成年後見制度の利用を躊躇する要因になっていること、等のいくつかの問題点が指摘されてきました。

これからは、資格等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組み（個別審査規定）になりました。

具体的にはそれぞれの資格等を所管する担当省庁が適正に整備し、運用していきます。「成年被後見人、被保佐人」といった欠格条項を見直し、「心身の故障により業務を適正に行うことができない」等の個別審査規定を整備し、これに該当するかを審査・判断することになります。

今回の改正で 187 の法律を見直し対象としています。法律の施行は、それぞれの改正が効力を生ずる日ですが、本法律の公布日としているものもありますが多くは公布日から 3 か月後（令和元年 9 月 14 日）あるいは 6 か月後（同 12 月 14 日）としています。



ま・め・ち・し・き



相続法の制度改正…遺産分割協議前に相続人が払い戻しできるように

相続法の制度改正により、故人の相続財産である預貯金を、相続手続き前に、ほかの相続人の同意を必要とせずに、単独で引き出して利用できるようになりました。

葬儀代や未払い入院費等は高額になることが多く、簡単に支払えるものではないことがあります。しかし従来は相続手続き終了まで、故人の財産は相続人全員の共有財産で、勝手に引き出せず、相続人が立替えたり借入れて支払うことがありました。

<金融機関窓口での遺産分割前の払い戻し>

各相続人が単独で、金融機関へ下記の金額を払い戻し請求ができる方法です。一つの金融機関から 150 万円を上限に、引き出すことができます。

相続開始時の預貯金残高 × 1 / 3 × 法定相続分（その相続人の法定取り分のこと）

<家庭裁判所での遺産分割前の仮払い制度>

家庭裁判所に遺産分割の審判または調停を申し立てたうえで、預貯金の仮払いを申し立てると、家庭裁判所の判断によりほかの共同相続人の利益を害さない範囲内で仮払いが認められます。家庭裁判所で手続きするため、コストと時間がかかりますが、「故人の借入金の返済」など必要な金額について証明できれば、上記の金融機関窓口での遺産分割協議前の払い戻しの上限金額以上の金額を払い戻せます。

どちらの方法でも仮払いされた預貯金はその相続人が遺産分割により取得したものとみなされ、後日遺産分割の時に実際の相続財産から控除されます。





講演会・相談会のお知らせ

§ 講演会 §

成年後見制度における意思決定支援の理念と問題点

本人の思いを大切にしたい意思決定支援の考え方や問題点についての講演会です！

池原 毅和 弁護士(東京アドヴォカシー法律事務所)

日時 令和元年 11 月 5 日 (火) 午後 1 時～午後 4 時

場所 区民・産業プラザ 研修室 1 (練馬区練馬 1-17-1 Coconeri3 階)

定員 100 名 (先着順)

申込 電話か FAX で権利擁護センターほっとサポートねりまへ

§ 相談会 §

司法書士による成年後見制度・遺言・相続などの無料相談会

公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート東京支部

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会権利擁護センター
ほっとサポートねりま

日時 令和元年 11 月 30 日 (火) 午前 10 時～午後 4 時の間の 50 分間

場所 練馬区役所 地下多目的会議室

定員 20 組 (先着順)

申込 電話か FAX で権利擁護センターほっとサポートねりまへ

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしています。ご自身が行っている後見業務に不安を感じたり、何かお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター
ほっとサポートねりま

住所：練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5 階

TEL : 03-5912-4022 FAX : 03-3994-1224

E-mail : kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15【祝日、年末年始を除く】